III. 埋蔵文化財講演会の記録

発掘された文字が語る日本史

平川　南氏（国立歴史民俗博物館教授）

1. はじめに

国立歴史民俗博物館の平川と申します。よろしくお願いいたします。

近年、発掘調査によって、たくさんの遺跡や遺物が発見され、そのたびに新聞等で、「日本の歴史が大きく塗り替えられる」などの見出しが踊っていることは、皆さんもご承知かと思います。しかし、ひとつの遺跡ひとつの遺物によって、これまで営々と研究されてきた日本の歴史が、大きく塗り替えられるということは、なかなか現実にはありません。今日ご紹介しますような、古代の遺跡から出土した文字資料も、そういう点では、とても１点で大きく歴史を塗り替えるなどということはございません。しかしこういった資料を丹念に積み重ねることによって、歴史が大きく根底から揺さぶられていくというのも事実であります。今日は、その一端をお話しして、このような資料がそれぞれの地域において、膨大な数に上ってきており、地下には、そのような資料が無尽蔵に隠されているというところにも、これから我々が大きな期待を持って、考古学的な発掘調査を見守っていきたいと思います。

資料を見ると、難しいように思われるかもしれませんが、内容はごくごく我々の身近な歴史を物語っていて、決して難しくはありません。それから会場でお配りしている『発掘された文字世界』という、今回の埋蔵文化財展の、カラー版のきれいなパンフレットの方も、合わせてみていただきたいと思います。

2. 日本列島での文字使用の開始と発展

日本は元来、文字というものを持たなかった。何かを記録しようとしたときには、それを記録する術がありませんでした。そこで、おそらく卑弥呼の時代あたりの中国と盛んに外交関係を結んだときから、外交上どうしても相手といろいろなやりとりをするためには文字が必要になりました。経済的な取引をするためにも必要になりました。そこで中国の漢字を採り入れて、最初はおそらく漢文で記していた。ところが、５世紀くらいになりますと、日本は倭の五王の時代、中国の皇帝から倭の支配者として承認され、国内の統治が飛躍的に進んだとされる。そういう時期から本格的に国内の政治で文字を使うようになったと考えられます。ただ最近、三重県などを中心に、弥生時代の土器に墨で文字を記したり、あるいは、篦（へら）のようなもので土器に彫りつけて文字を記した資料が出てきて、新聞などで、「日本最古の文字発見」などと、活字が何度か踊ったのはご記憶かと思います。ただ、これは残念ながら１つの文章になっていないですね。ですからこういった文字は、本当の意味での文字の始まりというかたちで評価するわけにはいかない。おそらく、外交で文字を使い始めて、次第に文字といろいろな場面で接触する中から、そういった文字のいくつかを土器に記すような行為も間々行われていた。その程度に現段階では考えておきたいと思います。そして本格的に文字を支配者の側から、いわば王の方から、その臣下の人たちに文字を以て命令を下したり、あるいは文字を以て権威のしるしとする、文字の国内政治上の使用が開始されたのが５世紀とみて、現段階では問題がないと思います。

日本ではやがて行政上でますます文字の必要性が高まってきました。とくに法令によって政治を行う律令国家の開始、すなわち多くの文字を使用して中央から文書によって命令を下し、各地域からは文書によって報告を行うという、文字によるやりとりが本格的になってくるのが、現在では７世紀と考えております。ただ、残念ながら日本では６世紀の文字資料を欠いています。５世紀に、刀や剣に記された文字や、鏡に記された文字が確認されてますが、この６世紀には、そういった資料も途絶えてしまって、７世紀に入るとそれが飛躍的に増大してきます。そういう点では、今日午前中に見せていただいた、勝川遺跡出土の埴輪に記された二つの文字【資料１】は、聞くところによりますと、近世の遺構から出土したということで、もしこれが後から刻まれたこと（いわゆる焼成後）になれば、これが埴輪の年代である５世紀末あるいは６世紀初めくらいという年代とは合わ



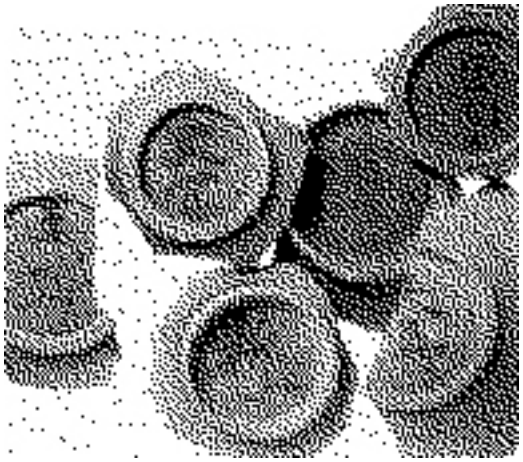
資料 1. 勝川遺跡　刻書のある埴輪

なくなるのですが、この埴輪を作った時になま乾きの状態で、竹篦のようなものの先端で文字を記した、と判定できれば、これは紛れもなく我々が喉から手が出るほど欲しがっている６世紀の生の資料の１つになるわけです。これが今まであまり表舞台に出てこなかったのは、おそらく上記の点が判然としなかったためでしょうが、今後は、もう少し積極的にこの資料を分析して、もしこれがなま乾きの状態で、篦で書かれたとすれば、江戸時代の遺構から出ようが、埴輪の年代そのもので考えて問題はないのですから、今後の検討結果によっては大変重要な資料となるということを今日感じました。今後是非これを精査していただければと思います。

７世紀に入ると、漢字・漢文で始まった日本の文字文化が飛躍的な発展を遂げます。いってみれば、漢字を自分たちの文字として駆使できるようになってきたのが７世紀の資料からはっきりと読みとることが出来ます。もう、純粋の漢文ではなくて、木簡のような非公式な資料の中には、和文化されたものがありますので、そういう面では、かなり使いこなされてきております。また、近年盛んに字書木簡（じしょもっかん）という、木の札に、この漢字はどういう音で、どのような意味があったか、というようなことなどを書き記した資料が出てきてます。いかにこの時期が、文字を自分たちのものにしようと悪戦苦闘していたか、ということをよく読みとることができます。こういったものがやがて、奈良時代といわれる８世紀に、『古事記』や『日本書紀』のような記録類や、さらには『万葉集』のように歌を文字で記すということも可能にしたわけです。そういう点で７世紀の資料というのは、たいへん注目され、これまで木簡があまり出なかったような地域でも、最近、長野県更埴市の屋代（やしろ）遺跡群で７世紀後半の木簡が 126 点も大量に出土したり、徳島県徳島市の観音寺遺跡では、７世紀の前半にも入ろうかという、中国の孔子の教えの『論語』を書いた木簡や、７世紀後半の行政文書が大量に出て、人々を驚かせた。こういったことからも、いつ、いかなる地域で新しい資料が出るか、全く予測がつかないのです。現にこれまで愛知県から都に税として納めた時の付札（つけふだ）が都で多く出土しますが、地元でも、下懸（しもかけ）遺跡から木簡が出土し、その木簡には『春秋（しゅんじゅう）』や『尚書（じょうじょ）』のような書物、中国の古典について書いてあります。これは手習いなのですが、こういったものが出るということ、すなわち中国の古典などの意識があるということは、おそらく、この近くに役所があって、そこの役人が教養を積むために、こういった書物に親しんでいたという証拠でもあるので、下懸遺跡の周辺のさらなる発掘調査に期待するところであります。こういうものは、なぜか１点出ますと次から次に出てくるのがどこの県でも通例ですので、これから愛知県でもこういった資料が急増するものと期待されます。

3．墨書土器に古代村落の人々が託したもの

役所の中で、文字が、いわば行政上の必要性から使われるようになったのですが、やがてその動きは、一般の村々にまで普及します。特に、古代集落遺跡の一般の人たちの住まいの跡から、土器に文字を記した、いわゆる墨書土器が近年大量に出てきまして、愛知県でもたくさんの資料が出土し、今日も展示されております。これは、文字が村の中にまで浸透していったという何よりの証拠であります。ただ、注意しなければならないのは、土器に墨で文字を記すという行為が一般



資料 2. 柚井遺跡出土の墨書土器

的になったからといって、当時の人たちが、誰でも文字を使いこなせた、つまり、書いたり読んだりできたかというと、どうもそうではない。一時期はこういった墨書土器が出るということで、そのように考えたのですが、全国各地から出土する墨書土器をみていきますと、書かれている文字はかなり限定されている。しかもその文字は、例えば三重県柚井（ゆい）遺跡という、ここは木簡なども出ておりますので、若干遺跡の性格は複雑ですけれども、この遺跡出土土器に書かれているような、「平安」「萬」「大富」「大善」といった文字群【資料２】からわかりますように、書かれている文字はいわゆる吉祥句（きっしょうく）的な、おめでたい、豊かなことを表したりする、そういう文字に限られている。北は北海道から南は鹿児島県まで、今のところ沖縄ではそういう資料が確認されてないのですが、みる限りでは、ほとんど同じような文字が使われているということからも、これをもって文字が普及したとは言えません。しかも、こういう文字を記すという行為からしますと、この後の資料からわかりますように、それはあくまでも役所の文書の延長線上にあるという点に、注意しなければなりません。

それでは、配布した資料をみていきたいと思います。資料の絵【資料３】をごらんください。これは有名な閻魔（えんま）大王ですね。閻魔さんを描いた、地獄絵といわれるものです。真ん中に座っている厳めしい顔をしたのが、閻魔様、閻魔大王ですね。閻魔は大王ですからオオキミというわけです。つまりこの閻魔様のいる世界も、朝廷、役所の世界を表しているわけです。その両側には、何やら書き物を手にした二人の人物がおります。一人は、司命神（しめいしん）という、命を司る神ですね。これは冥界の戸籍を管理して、戸籍に記載した年齢に達した者を閻魔様のもとに召し出すという、そういう役割をもった人、つまり命がここで終わりというので冥土から迎えがくる、それを記録・管理する係になります。それからもう一人が、司録神（しろくじん）といって、この人は娑婆（しゃば）にいる、一般の俗世界にいる人たちの善いことと悪いこと、善行をどれだけしたか、それから悪いことをどれだけしたかをカウントするのです。だからいくら悪いことをやっても、たくさん善いことをすれば帳消しになる。差し引き計算して、その寿命をカウントする係、これが司録神です。だから人々はいつも、この世の中でいろいろな悪いことをして、いつ自分が冥土に召されるかと恐れおののいていた。それが当時の、古代の社会であっただろう、人々の気持ちであっただろう、そしてそういう信仰が強く広まっていただろうと考えられます。

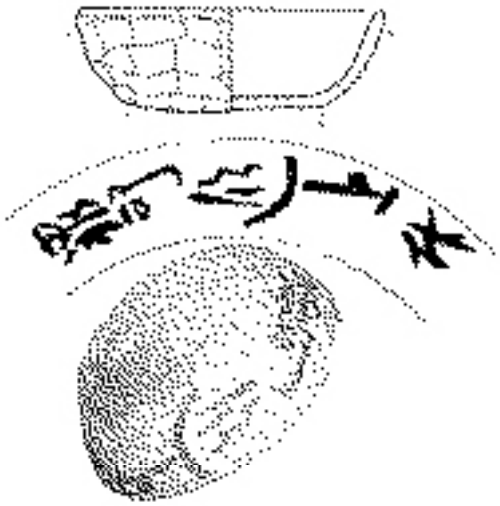
そのことを示す資料があります。墨書土器というと、ほとんどが１文字２文字に限られているのですが、香取・鹿島という今の千葉県や茨城県に



資料 3. 冥界の絵

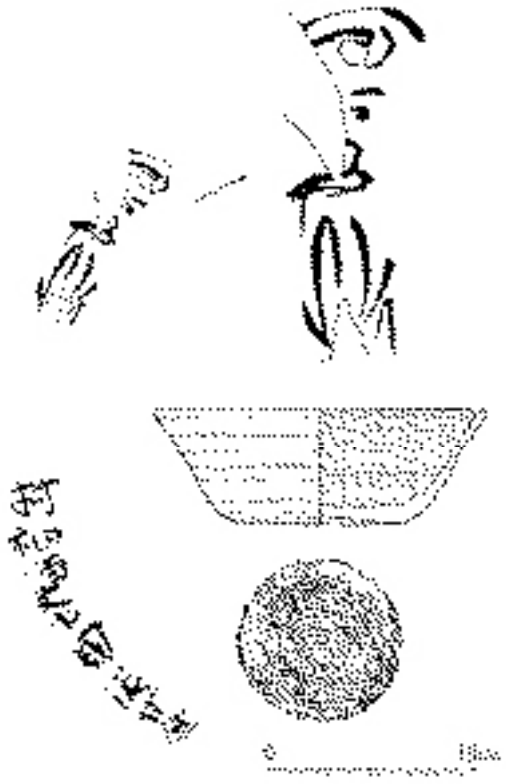


資料 4. 上谷遺跡出土の墨書土器



資料 5. 久能高野遺跡出土の墨書土器

またがる、香取海（かとりのうみ）という内海が発達した地域に、大和朝廷が東の宗教的な支配の拠点にした、香取神宮・鹿島神宮という大きな神社があります。この周辺で、土器に不思議な顔を描いたり、長い文章を書いた墨書土器が出土しています。それが墨書土器の世界では、何を土器に書いたかということを紐解く大きな手がかりになるのです。その一つが、例えば「･･･ 廣友進召代（ひろともめさるるかわりにたてまつる）弘仁十二年十二月」というふうに、人名を書き、召される代わりに、この土器におそらくご馳走を盛って差し上げます。そしてそのお願いした日付、弘仁十二年（西暦 821 年）と年号を書いて、さらに何やら厳めしい顔が描かれている（千葉県八千代市上谷遺跡【資料４】）。次の資料【資料５】には、「罪司進上代」と書かれています（富里町久能高野遺跡）。罪の司というのも、冥土の世界、つまり人々の罪を裁く役所という意味です。したがってこれは当時の刑部省などの実際の律令の役所の名前ではなく、冥土で閻魔大王が人々の善行悪行を勘案して裁く役所という意味です。その冥界に対して、この土器にご馳走を盛って奉るということになるわけです。それから次の資料【資料６】は、「村神郷（むらかみごう）丈部国依（はせつかべのくにより）甘魚（あまな）」と書いて



資料 6. 権現後遺跡出土の墨書土器

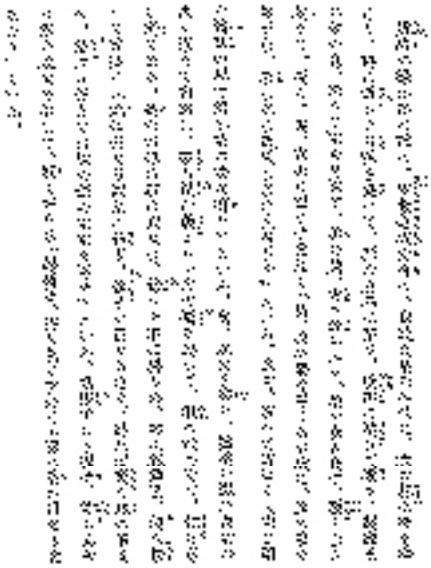
ありますが、「村神郷」とは、郷の名前、「丈部

国依」とは人名、「甘魚」とはご馳走という意味です。これも同じように土器に、村神郷の丈部国依という人物がご馳走を盛って奉りました、ということを書いているのですね。全てがこういうかたちで書かれていることからわかりますように、人々は、その罪の大きさによって冥界の罪の司から召し出されるのを防ぐためには、何とかしてご馳走を送って自分の命を長らえるという行為を行った。そのための土器であったと解釈できるのです。

そういう話は、『日本霊異記』という日本で一番古い仏教の説話を書いた書物が残っているのですが、その中にいくつか出てきます【資料７】。閻羅王（えんらおう）とは閻魔王のことです。饗（あえ）というのは饗応するということ。最近では汚職事件などのときに饗応という言葉が活字で出ますが、まさにそれですね。接待するという意味です。閻魔王の使いの鬼が、召し出しに行った人物のご馳走を受けてしまったために、恩を感じてその人を助けてしまう、そういう話が載っているのです。讃岐国山田郡の布敷臣衣女（ぬのしきのおみきぬめ）という人が病気になったので、門の角のところに、病気をもたらした疫病神に対する賂（まいない）、ご馳走を差し出して自分の病気を治してもらおうと思ったら、そこへ閻魔王の使いの鬼がやって来て、その食事を食べてしまう。饗応を受けたからには、その人物の恩に報いなければならない。しかし手ぶらで帰るわけにはいかないから、同じ姓で同じ名の人がいたら教えてくれ、と言い、代わりの人を連れていった、という話です。ところがたちまち閻魔王は、召し出すべき人ではないということを見破って、もう一度、召し出して来いと、突き返してしまうのです。なぜ見破られたかというと、閻魔王のそばにちゃんと戸籍があるからです。そういうことをこの中では語ってる。そういうことから、これらの土器は、自分が犯した罪が大きくて召し出されようとしたときに、ご馳走を差し出してその罪から免れる、命を長らえるという行為を盛んに行っていたことを示していると思われるのです。

そして土器に書かれている文言は、何々に進上、などの文章でわかりますように、丁寧なものになると○○国△△郡□□郷何の誰々というふうにまで書いて、戸籍上の名前を書いた土器を使って願い事をする。以上のことからわかりますように、この文章そのものが、行政文書なのですね。したがって自分の願いを込めて伝えるときに、行政文書をそのまま土器に書いた。律令国家の文書行政が前提で、それがある程度徹底した段階で、一般の集落の人たちが、そういう文言を利用して文字を記すようになったことがわかります。ですから墨書土器は、だいたい９世紀、平安時代に入ると爆発的に流行する。まさに律令国家が、文書行政を展開した後に、そういった現象が起こったと理解できるわけです。以上のことから、１文字２文字書いたもの、先ほどの「平安」「大富」などの文字のように、自分たちがいつも豊かに、いつも安らかに暮らせるように、さまざまな願いを込めて土器に文字を記した。しかも記した土器は原則として貯蔵具ではなく坏型の供膳具で、それに物を満杯にして捧げることによって、自分の平安を祈ったと理解できるのです。

したがってそういう面では、一般の農民までが文字を記したと考えますと、文字は郷の人々にとっては、上から命令される手段として受けとめられていたと思われます。今日は資料に示しませんでしたが、郡の役人が、郷の人に対して、いろいろな召喚状を木簡というかたちで行いますが、それは通常の文書木簡が、当時の１尺（＝ 30 ㎝弱）くらいの長さが一般的であったのに対して、郡から郷へ、つまり一番行政の末端の人たちを召し出すときの命令書だけが、60 ㎝近くあるということがこれまでの資料で確認できます。しかも通常の文字の何倍もあるような大きな文字で書いている。こういうことは漢字の故郷である中国にはない。そして日本でも、役所の中ではない。一番末端の人たちに命令する木簡だけが、大きな字で書いてある。このようなところにも、文字を持たない人間に対して、文字そのものが権威のシンボルとして、大きな意味をもっていたということがわかります。これが古代日本の文字世界の、ひとつの大きな特徴です。



資料 7. 日本霊異記



資料 8. 則天文字一覧



資料 9. 出雲国府跡出土の墨書土器

つまり、全てが文字に親しんでいた社会ではないので、文字を知らない人たちに対してことさら大きな文字で示した。それを受けた人たちが今度は、神や仏に祈りを捧げるときに、文字を以て自分の願いを記したのもこの時代である。だから縄文時代とか弥生時代においても、人々は信仰を篤くして、いろいろなことを神様に願ったはずです。ところが文字で願いを記すという行為は、9世紀、平安時代の初め頃になって初めて広がります。それは行政文書というものが前提になっていて、しかも人々が文字に権威や呪術的な意味合いを十分に意識していたからではないかと考えられます。

それに関してさらに好例が、則天文字（そくてんもじ）というものです【資料８】。則天文字は、則天武后という中国の女帝（在位 690 年～ 705 年）が皇帝となったときに、漢字にはない 18 の文字を自ら考案したものです。考案した文字は主として則天武后ゆかりの文字です。則天武后が即位したときに定めた年号の文字が、そのまま使われています。それから「天」「地」「人」といった主要な文字を考え出したのでしょう。あるいは「国」「臣」も考えられていました。そして則天武后はそれらの文字を強制的に国民に使わせたのです。しかし則天武后は 15 年で皇帝の座を降りてしまい、中国ではこれらの文字は使用禁止になります。ところがその頃から遣唐使が中国に渡ってこの文字を日本に持ち込むのです。そこから日本では大流行したと考えられます。ところが不思議なことに、則天文字は都ではあまり資料として出てきません。むしろ都よりも離れた地方でこういった文字が盛んに使われている。この文字は漢字ではないけれども、漢字をいわばこじつけたような文字ですね。例えば、明るい空、と書いて、一文字「■」で「照」という文字を表している。それからこれは皆さんもみたことのある文字でお気づきだと思いますが、くにがまえの中に八方と書かれている、この字が「圀」という字ですね。これは水戸光圀の「圀」という字です。それから、「山」に「水」に「土」と書いた、これは島根県松江市の出雲国府跡で出ています【資料９】が、これで「地」と読むのです。「一生」を「■」と書いて「人」と読ませるのも同じです。それから展示場に則天文字ではないかと表記されていたのが、「天」という字ですね【資料 10】。展示されている「天」の字は、「天」そのものではないですね。これを則天文字と呼んでいいのかどうかについては少し慎重でなければならないと思いますが、則天文字紛いの文字であると今のところは考えておいたらよいかと思います。ちなみに古代



資料 10. 勝川遺跡出土の墨書土器「天



資料 11. 勝川遺跡出土の墨書土器「南生

の墨書土器の中には、ときどき何という字か読めないことがよくありますが、それは合わせ文字という書き方です。パンフレットの文字をみてください【資料 11】。この字は一見するとよく読めません。ところがよくみると、「南」という字の中に「生」という字がはめ込んであります。これは合わせ文字とよばれる、特殊な字の書き方です。古代朝鮮にはこういう資料がありますので、おそらくその影響で入ってきたと私は理解しています。字そのものが持っている呪術性は、わからない字であればあるほど呪術性が高くなります。したがって則天文字が、文字が充分普及しない地方ほどもてはやされたという点から考えると、都に出土例が少ないということの説明ができるのではないでしょうか。なお則天文字のうち、現在使用されているのは、水戸光圀の「圀」という 1 文字だけになっております。

私は以前、『古代日本の文字世界』のむすびのところで余談めいて書いたのですが、暴走族がよく画数の多くて難しい漢字をガードレールなどにスプレーで書いているのを見ますが、あれも私は同じ現象であると捉えています。つまり今の若い世代が漢字から遠ざかっていく一方で、暴走族が「憂鬱」や「薔薇」のような画数が多くて覚えにくく書きにくいような、特殊な文字を好んで使っている。これは現代文字文化の荒廃した姿を表す、ひとつの危険信号のように私は受けとめております。

4．土器に記された古代の地名

以上、みてきたような資料は、『日本書紀』『続日本紀』などの当時の歴史を伝える記録類には描いていない世界であり、当時の人々の心の中までを物語っているというところに重要な意味があります。そしてさらに最近になって、土器に書かれた文字が、別の意味で重要性を発揮するようになりました。これまで、我々は記録されたものを基礎にして、日本の歴史を考えてきました。やがて、平城宮をはじめとする中央や地方の役所から木簡資料が出ることによって、幅が広がり歴史を大きく見られるようになった。ところが木簡資料あるいは記録された資料というのは、あくまでも基本的には公的な資料です。

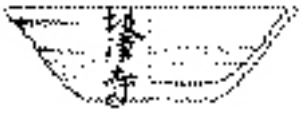
一般の集落をみていくと、次のような例があります。千葉県の市原市の草刈という地域で、宅地造成のために発掘調査をしました。そこで出土した 8 世紀の前半の土器に、「草刈於寺坏（くさかりのうえのてらのつき）」と墨で書かれていたのです【資料 12】。「坏」というのは土器の形そ



資料 12. 草刈遺跡出土の墨書土器



資料 13. 長熊廃寺出土の墨書土器

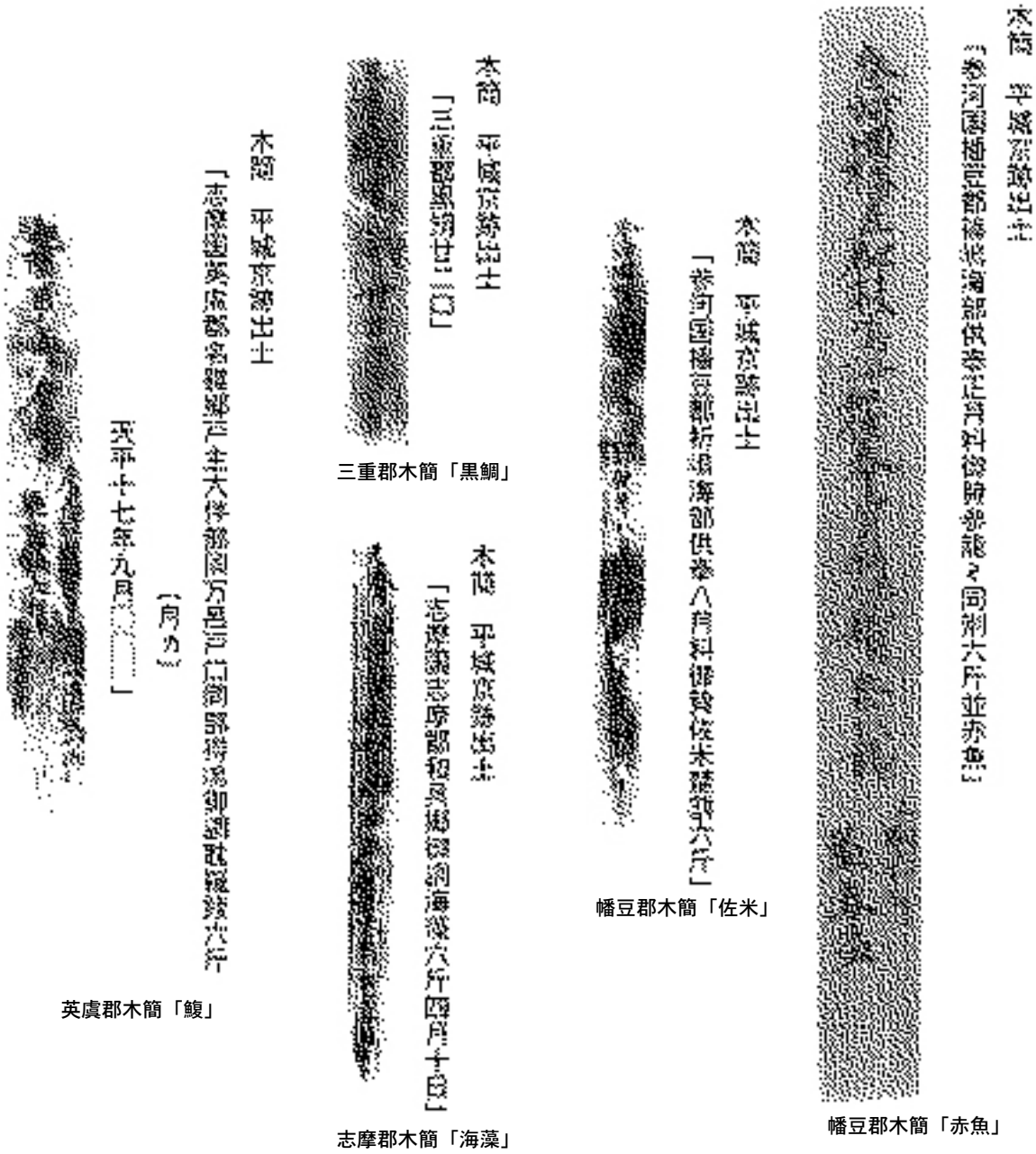


資料 14.：坂戸広遺跡出土の墨書土器

のものを表しています。おそらく上の寺・下の寺というふうにあったと思いますが、「草刈」という地域に、七堂伽藍が整った国分寺とは異なる、集落内で、溝を掘った内側にお堂 1 棟程度からなる寺があった。周辺にいる人たちの信仰の対象になったそのお堂を、人々はその地域の名前をつけて○○寺と呼んでいたと思われます。したがってそこに書かれている地域名は、その集団の一番大事な地域の名前なのです。ここでは「草刈」地域の寺ということなのですね。佐倉市の高岡遺跡からは「高■（岡）寺」墨書されたものが出ました【資料 13】。それからここの御津町は、「みと」と読みますが、同じ「御津」と書いて、兵庫県揖保郡では「みつ」と呼んでます。両方とも同じ意味であることを示す証拠があります。佐倉市に坂戸というところがあり、発掘調査した結果、現在は「さかと」といいますが、出土した 9 世紀中頃の土師器の杯には「坂津寺」と記されていた【資料 14】。つまりここはもともとが、「さかつ」という地域で、そこに建てられたお寺だから人々は「さかつてら」と呼んで信仰していました。現在は戸という字を書いて、佐倉市坂戸という地域名が残っている。「草刈」「高■」「坂津」は、制定された行政単位の国・郡・郷の名前ではない。今までの古代の公的な史料の中には全く姿を表さなかった地域名が、8 世紀前半や 9 世紀の中頃、今から 1200 ～ 1250 年前の土器に書かれているということは、1250 年も前からそこは「草刈」と呼ばれていた地域だったことを初めてこの 1 点の墨書土器で証明できたわけですね。おそらく、これから愛知県でもこういう資料によって、自分たちの住んでいる地域名の歴史が証明されていくと思います。そして何よりも大事なのはこういう地域名が実際には各地にあったのです。その中の一つを行政に登録したものが郷名として記録に残っていて、登録されなかった地名が時々「村」というかたちで出てきます。これもぜひ注目しておいてください。距離や土地の所在を示すときには、郷名まで記した後に村名を記します。これは堤防を築いたときの記録で、『続日本紀』という当時の正史、歴史書に書かれているのですが、○○国△△郡□□郷××村から、△△郡□□郷××村まで、一千余丈と書いてあるのです。というのは、地点を示そうとすると、郷では地点を限定できないからなのです。

5. 古代の生産と交易活動

次に木簡資料をみてみたいと思います。木簡もたくさん出ていますから、いろいろなことが木簡から知ることができますが、一つはそれぞれの地域で採れた特産物が都に税という形で運ばれていることです。都に集まってきた税から、その地域では当時特産物が何であったか知ることができるのです。尾張・三河国とか、伊勢・志摩国といったそれぞれの東海の国々から差し出したものをみますと、特に志摩国であれば、海産物に限られています。「塩」「海藻（わかめ）」「和布蕪（めかぶ）」「伊伎須（いぎす）」「弥留（みる）」「海参（いりこ）」「堅魚（かつお）」「鰒（あわび）」です。都のいわば台所のような役割を負ったのが、志摩国という小さいながら豊かな海産物



幡豆郡木簡「赤魚」

幡豆郡木簡「佐米」

三重郡木簡「黒鯛」

志摩郡木簡「海藻」

英虞郡木簡「鰒」

資料 15. 木簡資料にみる伊勢湾岸の海産物

を産出した国だったのです。尾張・三河国も同じように、「佐米（さめ）」「赤魚（あかうお）」「伊伎須」「黒鯛（くろだい）」【資料 15】などの海産物が目につきます。都に集まる税というかたちで入ってくる資料を中心にみていると、律令体制下の各地方というのは、まるで税を納めるために生産しているかのように思ってしまいそうです。

ところが最近私が注目している遺跡があります。若狭・丹後国を始めとする日本海側では、盛んに塩を都に送っていますが、数年前訪れた、丹後半島の京都府舞鶴市に浦入（うらにゅう）遺跡という製塩遺跡があります。この遺跡で驚いたのは、これまでは製塩遺跡というと、さほど広い面積を掘っていませんでした。ところが、火力発電所を設置するということで、浦全体を発掘調査したのですが広大な面積を掘ったために、遺跡のほぼ全貌がわかったのです。それは完全な製塩

の工場と言っていいほどで、15 m単位に平場が設置されて、それが 200 mくらい続いているのですね。そして製塩土器は 1 回製塩するとボロボロになりますから、それを捨てる場所まで一定方向に定められています。作業場と捨て場と、そして運び出す工程が完全にシステム化された大工場をみて、しかもそこを支配しているのは、丹後半島の代表的な豪族の笠氏であることがわかったときに、これこそが古代の生産の本当の姿なのだなと感じたのです。確かに当時海岸部に住んでいた人たちは、海産物の一部を都に送っていたのですが、例えば志摩国にいる豪族は、ただひたすら中央に海産物を送るだけではなくて、海産物が唯一の特産物だとすれば、それを徹底した高い生産力によってこれを商品化していたのです。そしてそれを他地域との取引に使うことを考えたのであろう。だから丹後半島の浦部分では他に何も採れなくても、徹底して塩を生産し、大量に作った良質な塩を元手にして内陸の山間地域と取引すれば、獣の肉や繊維製品である麻布や絹が手に入ったであろう。そういう点で、律令国家の時代は、各地で生産の”特化”が進んだ時期だと考えています。

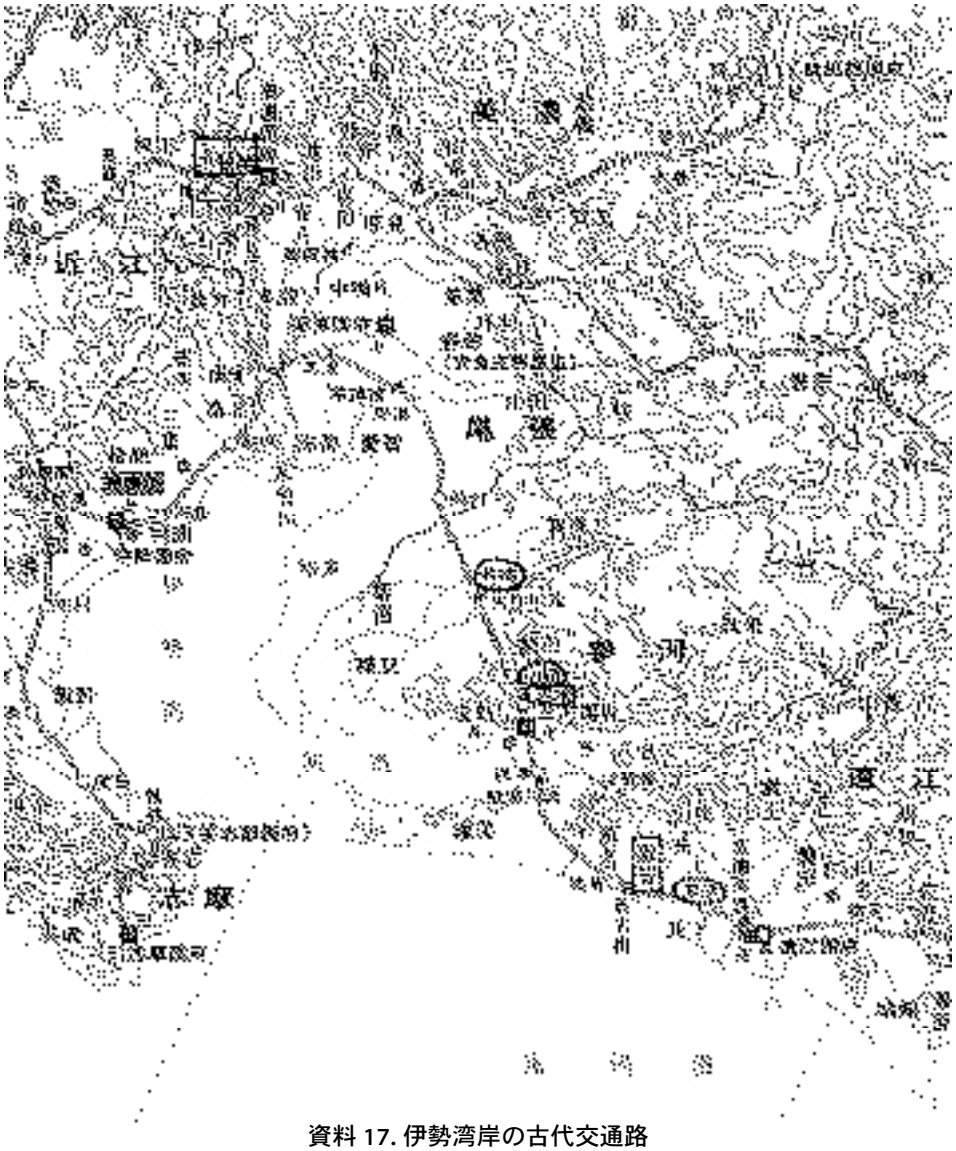
また最近、北海道の例がわかってきて、律令国家の外と考えられていた北海道の石狩川流域でも、その現象が見事に確認されています（瀬川拓郎 1996「擦文時代における地域社会の形成」『考古学研究』第 43 巻第 3 号）。擦文時代、ちょうど 7 世紀に入ると北海道も大きな文化の変動があるのですが、それまでみられなかった現象として、鮭の採れる石狩川流域に人々が集まってきます。そして大量に鮭を捕獲して、そのままの状態ではなく、干し場を作って徹底して乾燥・加工しているのです。そういう遺跡が多く出てきている。その一方で、その頃から北海道には鉄が入ってくる。そしてときとして麻布や絹のような繊維製品が入ってくる。それらのものは鮭を交換材料にすれば、容易に手に入っただろう、ということがわかります。北海道のように律令国家の外にある地域でも、この時期に生産が特化されて他地域と交流する。したがって都と地方との間だけでなく、地域同士がどのように交流していたかを考える必要がある。各地域の生産が特化するには、活発な交易という前提条件が整わないと、おそらく達成できなかったのではないかと考えられます。



資料 16. 伊場遺跡出土木簡

6．木簡にみえる古代交通路

木簡では、通行手形のような資料も最近注目されています。これはパスポートみたいなもので、人々が、国境や関所を越える時に必要だったものなのですが、何点か出土しています。浜松市伊場遺跡では、美濃国不破関を越えて京に向かうためのパスポートが出てきてます【資料 16】。途中の交通路に設置された駅家を通過するとき、おそらく駅馬を利用することができるという札ですが、伊場遺跡があるのは、遠江国の敷智（ふち）郡です。この敷智郡から、ここに書かれた「宮地（みやぢ）駅家」「山豆名（やまつな）（山綱）駅家」「鳥取（ととり）駅家」と通って行きます。駅の順番から言いますと、三河国の駅家名だけが入っています。したがってこのパスポートでは、駅家の利用は、東海道の隣国の三河国まで有効であったということになります。そこから先の尾張国の駅家名はここには書かれてない。ということは遠江国から東海道を三河国まで来て、尾張国を通らないで一気に北上して、そこから先は不破関を越えて都に入っていることになります。それは、濃尾平野の何本もある大きな河口を通るこ



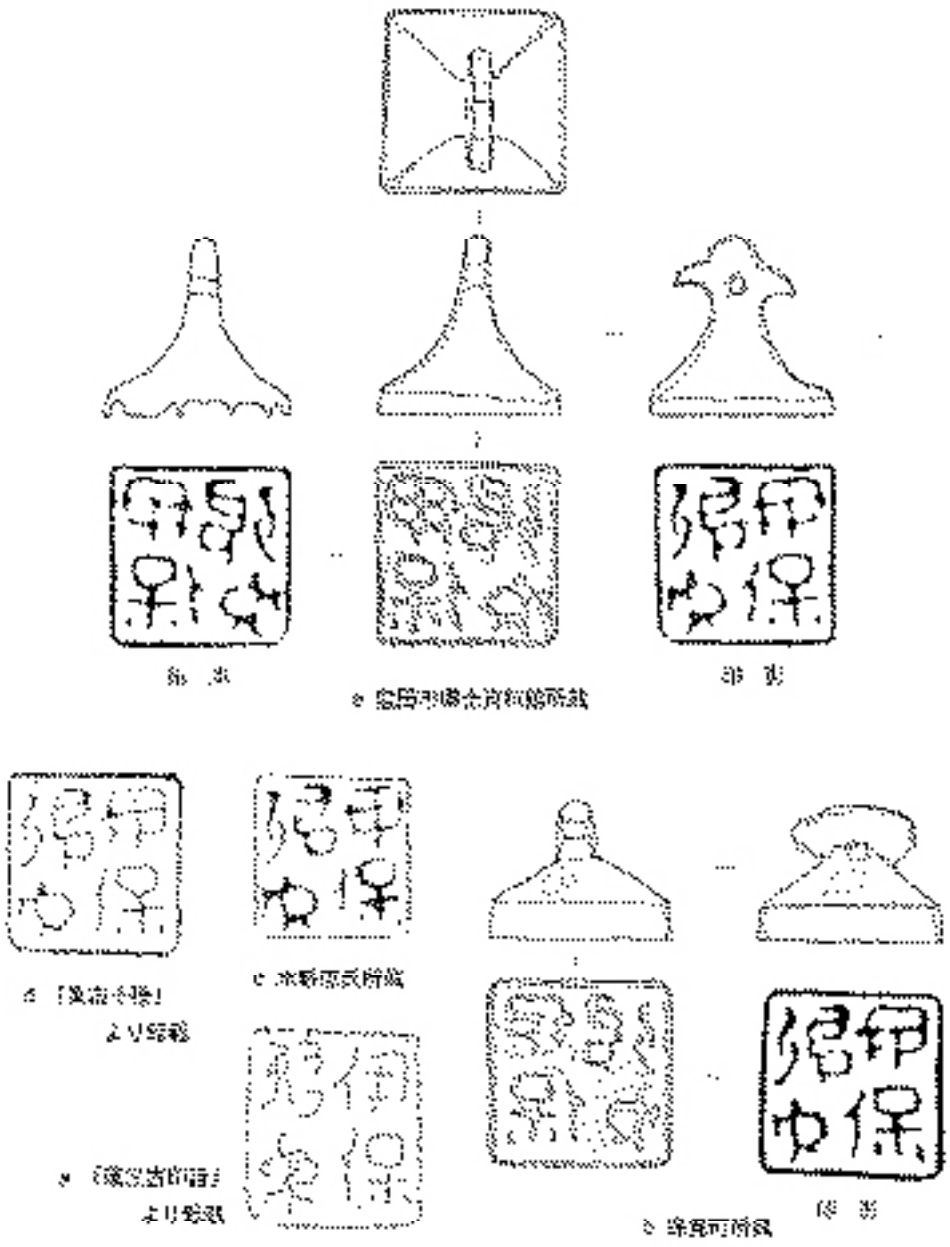
資料 17. 伊勢湾岸の古代交通路

とが困難であったために、おそらく三河国鳥取駅家から川を上流に遡って、東山道を通って美濃国に入り、不破の関を越えて、近江国を通って都に入っていったと考えられるのです【資料 17】。これは東海道の甲斐国の場合も同じで、都から甲斐国に帰るときに、不破の関を越えて本土に帰ると書かれています。本来ならば、東海道の鈴鹿の関を越えて行くべきところを不破の関を越えて、そこからおそらく三河国を通って遠江国に至る、さきほどの伊場木簡と逆のルートを行ったと考えられます。こういった通行手形から、当時の実際に使われていた交通路を読みとることもできるのですね。

7．「伊保郷印」の来歴

次に、印の話を簡単にいたしたいと思います。全国各地の遺跡から古代の印がよく出てきます。印は青銅製印です。西暦 704 年の時に、各国の印が中央政府の手で一斉に作られました。その時に国名が２文字で登録されました。例えば下野国の場合、藤原京出土の７世紀出土の木簡では「下毛野」と３文字で表記してたものが「下野」と２文字に統一されたのです。本当は「毛」という字が入らないと「しもつけ」とは読めないのです。「しもの」ですからね。そして郡の印も同じようにして作られたのですが、郷（里）の印もあったのです。ところが公印とは郡印までで、郷（里）の印は公印扱いされていませんでした。郷（里）の印は、実際に印が押された文書が遺りませんから、公印としては使われなかったが、何故か印は作られていたのです。その代表的なものが、豊田市郷土資料館に保管されている、三河国賀茂郡の「伊保郷印」という印【資料 18a】です。これは私も現物を調査させていただいたのですが、彫りの深いたいへん立派な印でした。ただ困ったのは、「伊保郷印」の印は３つも４つもあるのですね。豊田市保見町には「伊保郷印」【資料 18b】があり、個人で所蔵されているもの【資料 18c】もあります。ただ、これらを調査してわかったことは、豊田市郷土資料館の「伊保郷印」を実際に紙に押して印影でみますと、「伊」の一部が欠けてますね。「郷」も一部が欠けますが、しかし現物でみるとそこは欠けていない。それは字画のうち低い部分は押した時に欠けてしまうからです。その欠けて見える印影をそのまま採択したのが、松平定信の『集古十種』（1800 年成立）という書物にある印影【資料 18d】です。そして保見町所蔵「伊保郷印」をみると、「伊」の一部が、初めから欠けて造ってあるのですね。したがってこれはおそらく『集古十種』にある印影をそのままに鋳造したために、こういう現象が起きただろうと考えられます。

このことは化学分析によっても証明できるのです。銅印といっても、青銅という合金ですから、普通は銅と鉛とで造って、それに古代には必ずヒ素が、天然なのかどうかわかりませんが、入っているのです。したがってヒ素が入っているか否かによって、古代か後世のものかおおよその時期がわかるのです。江戸時代の幕末頃造った印があります。三重県松阪市の本居記念館にある本居宣長が集めた糸印や銅鈴を借りてきて分析したら、ヒ素や銀がほとんど含まれていなかった。ところが古代のものを分析しますと、必ずヒ素や銀が微量ですが確認できます。銀は、ちょうど江戸時代になる直前頃、銀が貴重な時代でしたので、銅に含まれているわずかな銀を分離する精錬技術が考案された。そして幕末頃、国学の隆盛で、大和古印という古代の印を真似た銅印がたくさん造られるのですが、その時造られた印は、本居宣長が持っていた印もそうですが銀がほとんど含まれていない。ところが古代のものでは、銅に自然に含まれている銀が、精錬で分離しないため、確認できるのです。銀が入っているか否かでも、古代の印か幕末頃造った印かがわかるのです。結果、豊田市郷土資料館の「伊保郷印」は、ヒ素も銀も含まれているが、保見町のものにはほとんどヒ素も銀も含まれていませんでした。以上のような分析結果と、先ほどのような観察結果と考え合わせると、この印の相互の関係がわかる。ただし、それは本物もしくは偽物であるという意味ではなくて、幕末に古代の銅印を真似て造るという文化が発達し



資料 18.「伊保郷印」



資料 19. 木簡「畔越」



資料 20. 木簡「足張」



資料 21. 木簡「長非子」



資料 22. 富山県の種俵

たことを示す、大きな歴史資料の一つであると私は評価しております。

8．木簡に記された稲の品種

残された時間も少ないのですが、最後に、木簡によってこんなことまでわかるという例を紹介しておきたいと思います。それは本当に小さな木の札に、何やら漢字で２文字とか３文字書いてあった資料なのですが、それが何の札かずっとわかりませんでした。ところが一昨年のことですが、たまたま江戸時代の農業書を見ていましたら、その文字と全く同じものが、稲の品種としてあることに気がついたのです。「畔越（あぜこし）」と書かれた札が、９世紀の山形県の鳥海山麓の上高田遺跡で出土しました【資料 19】。そこで『清良記（せいりょうき）』（1702 ～ 1731 年頃成立）という日本で一番古いと言われている農業書をみますと、90 数品種の、おそらく中世から近世にかけての稲の品種名が書かれています。その中に「畔越」と同じ文字の稲の品種名が出てきたのです。その後各地で出ている木簡を注意深く見ていると、福島県会津若松市の矢玉（やだま）遺跡出土木簡では「足張種一石」と確認【資料 20】でき、『清良記』に「栖張（すくはり）」品種があることがわかりました。また江戸時代の農業書

だけでなく、平安時代後半から室町ぐらいまで読まれた和歌の中にも、稲の品種が「ながひこのいね」や「ほうしこのいね」と詠まれている。例えば「かぞふればかずもしられず君が代はながたにつくるながひこのいね」（『夫木和歌抄』巻第三十一）の場合、矢玉遺跡という９世紀の遺跡から出てきた木簡に「長非子一石」と書かれており【資料 21】、これが稲の品種であることがわかりました。品種名を書いた付札は、富山県の農家で現在でも使ってる例【資料 22】があり、種籾を入れた俵に、木札を差して品種名を書いておくものです。これは江戸時代の農業書にもたくさん出てきます。札は必ず２枚作って、１枚は俵の外に付け、もう１枚は俵の中に入れておかないと、はずれたときに稲の品種がわからなくなってしまうと書かれている。古代でもそうしたと考えられます。その後、全国から出てきた木簡で確認しましたら、20 数品種わかりました。また、昭和 40 年代に農水省が全国の在来品種の調査をした記録が残っていますが、それをみましたら、三重県・和歌山県・奈良県の山間部では、現在でも「畔越」と同じ名前の稲が栽培されていることが確認できました。今後、発掘現場から、稲の種籾を採取できれば、DNA 鑑定によって、古代と現在で同じ名前の品種が、本当に 1200 年間栽培し続けられたかどうか確認できると思っております。山間部の農家を訪ねた時に、「山間部の段々畑のような、１枚々々の田んぼの水温や日照時間が著しく違うところでは、とてもコシヒカリやササニシキだけを栽培するという無謀なことはできません」といったことを聴きました。つまり 1200 年生き延びてきた在来品種はもう実証済みだからなのです。そういう面でこういう品種がこれからも大切に保存されていくことが、おそらく農業、稲作農耕においては大事なことだろうと思われます。

９．おわりに

私は年来、現在の地域社会が活性化し自立するための大きな活力源というのは、その地域の歴史を丹念に掘り起こし、その地域独自の豊かな歴史があることを証明することだろうと考えてきました。そうすれば、そこに住む人たちが自分の地域に誇りをもって生活できるのではないでしょうか。そういう意味で、常に現在に視点をおいて、歴史が積極的に地域の発展に寄与していくことができるであろうと考え、私は出土文字資料をここ数十年かけて研究してきました。今日その一端をお話しましたが、この地域の歴史の中でも確認していただければ、私のやってきたことが決して無駄ではなかったと思えます。今後も機会があればこちらに足を運んで、それが証明できるような仕事をしていきたいと考えております。ちょうど時間もまいりましたので、私の話は終わらせていた

【資料 1】埋蔵文化財展展示パンフレット
【資料 2】名古屋市博物館編 1994『発掘された東海の古代』
【資料 3】（当日資料）
【資料 4】（当日資料）
【資料 5】（当日資料）
【資料 6】（財）千葉県文化財センター 1984『八千代市権現後遺跡』
【資料 7】『日本古典文学大系　日本霊異記』岩波書店
【資料 8】（当日資料）
【資料 9】高島英之 1993「則天文字の導入」『月刊文化財』362 号
【資料 10】埋 文化財展展示パンフレット
【資料 11】埋蔵文化財展展示パンフレット
【資料 12】（当日資料）
【資料 13】（財）千葉県文化財センター 1987『長熊廃寺跡』
【資料 14】佐倉市坂戸遺跡調査会 1986『坂戸遺跡』
【資料 15】名古屋市博物館編 1994『発掘された東海の古代』
【資料 16】浜松市教育委員会 1976『伊場遺跡発掘調査報告書第１冊　伊場木簡別冊』
【資料 17】（当日資料）
【資料 18】国立歴史民俗博物館編 1996『日本古代印集成』
【資料 19】『NATIONAL GEOGRAPHIC』1999-10 号
【資料 20】（当日資料）
【資料 21】（当日資料）
【資料 22】文化財保護委員会編 1967『無形の民俗資料　記録第７集　田植に関する習俗２』平凡社